

口座を開設されるお客さまへのお願い

預金口座を悪用した特殊詐欺被害や不法な商行為による被害が発生し、全国的に大きな問題となっております。当金庫では、こうした犯罪を未然に防止するため、新規口座を開設されるお客さまに、下記事項についてお願いしております。お客さまにはご不便・お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

口座を開設されるお客さまへのお願い

《口座開設は最寄りの店舗にてお願いをしております》

口座の開設は、お客さまのお住まい・勤務先・事業所の最寄り店舗にてお手続きいただきますようお願いいたします。それ以外の店舗をご希望される場合は、理由を詳しくお伺いさせていただきます。なお、場合により、追加の確認資料をご提示いただくことや、口座の開設をお断りさせていただくことがございます。

《複数の口座の開設はご遠慮いただいております》

すでに、当金庫に口座をお持ちの場合は、既存の口座をご利用いただきますようお願いいたします。複数の口座の開設をご希望の場合は、その理由やご利用目的をお伺いさせていただきます。なお、場合により、追加の確認資料をご提示いただくことや、口座の開設をお断りさせていただくことがございます。

法人名義の口座を開設されるお客さまへ

《お申込みに際しては、下記の確認資料（原本）をご提示願います》

1. 法人の履歴事項全部証明書（発行後6ヶ月以内のもの）※¹
2. 代表者の公的な本人確認書類※²（運転免許証等）※³
3. 取引担当者（ご来店者）の方の公的な本人確認書類（運転免許証等）※³
4. 取引担当者（ご来店者）と法人の関係がわかる書類等（委任状等）
5. 事業内容がわかる書類等（定款等）※¹

※¹ 団体名義の口座開設は、規約・会則・議事録等、活動内容・設立目的等がわかる書類等をご提示いただきます。

※² ご来店者が代表者以外の場合は、写しをご提示いただきます。

※³ 顔写真のない証明書類の場合は、追加で他の証明書類をご提示いただきます。

《実質的支配者※⁴の確認に、下記いずれかの確認資料（原本）をご提示いただきます》

1. 株主名簿
2. 有価証券報告書
3. 法人税申告書 別表2（決算関係書類）
4. 実質的支配者情報一覧（実質的支配者リスト制度）
5. 出資者名簿、社員名簿、役員名簿等
6. その他実質的支配者と顧客の関係が把握可能な書類

※⁴ 法人の事業経営を、実質的に支配することが可能な個人をいいます。

《法人口座の開設にあたっては、一定のお時間をいただき事前の確認をさせていただきます》

確認には、一定期間（概ね1週間程度）を要することがございます。また、お届け内容の確認のため、必要に応じ事業所等へ訪問させていただくことがございます。なお、ご提出いただきました書類（写し）についてはご返却いたしかねますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

以上